

## 第10回教育委員会会議録

- 1 日 時 平成30年10月24日(水) 開 会：14時30分  
閉 会：15時10分
- 2 場 所 周南市岐山通1丁目1番地  
周南市役所 2F 共用会議室G
- 3 出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 松田敬子委員 大野泰生委員 片山研治委員
- 4 説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長  
出席した者 学校給食課長 中央図書館長 新南陽総合出張所次長 鹿野総合出張所次長
- 5 書 記 教育政策課課長補佐、教育政策担当係長
- 6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第21号 教育委員会の権限に係る人事の代決の報告について
3	報告第22号 学校薬剤師の解嘱及び委嘱について
4	報告第23号 学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
5	報告第24号 周南市立学校給食センター薬剤師の解嘱及び委嘱について
6	議案第38号 平成30年度(平成29年度対象)教育委員会の点検・評価報告書の提出について

### 7 委員会協議会

- (1) 11月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について  
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)
  
- (2) 周南市人権教育推進協議会委員の解嘱について  
(報告者：人権教育課)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

**教育長**

ただ今から「平成30年第10回教育委員会定例会」を開催いたします。

それでは、議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の会議録署名委員は、片山委員さんと大野委員さんをお願いいたします。

2	報告第21号 教育委員会の権限に係る人事の代決の報告について
---	--------------------------------

**教育長**

続きまして日程第2、報告第21号「教育委員会の権限に係る人事の代決の報告について」を議題といたします。

この件につきましては、教育政策課から説明をお願いいたします。

**教育政策課長**

それでは、報告第21号「教育委員会の権限に係る人事の代決の報告について」についてご説明いたします。

「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第7号の規定により、教育委員会事務局職員のうち、課長補佐級以上の職員及び指導主事並びに園長及びその他の教育機関の長の任免及び身分取扱いに関することにつきまして、教育委員会の権限とされておりますが、事前に教育委員会にお諮りすることができず、教育長が代決いたしましたので、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定に基づきご報告いたします。

議案書の2ページをご覧くださいと思います。

教育委員会の権限に係る平成30年10月1日付人事異動でございます。

人事異動につきましては、課長補佐級2人、教育委員会事務局総合出張所次長2人の異動となっております。

以上で、報告を終わります。

**教育長**

はい、ありがとうございました。この件についてご質問ございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第21号を承認いたします。

3	報告第22号 学校薬剤師の解嘱及び委嘱について
---	-------------------------

**教育長**

続きまして日程第3、報告第22号「学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

この件につきましては、学校教育課から説明をお願いいたします。

## 学校教育課長

報告第22号「学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」につきましてご報告いたします。

3ページから4ページをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

学校薬剤師につきましては、4月の教育委員会定例会において、学校薬剤師の委嘱を報告させていただき、任期は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間としておりました。

この度、富田西小学校及び富田中学校の学校薬剤師から辞退を受けまして、新南陽学校薬剤師会より新たに学校薬剤師の推薦がございました。

これによりまして、前任の学校薬剤師を、9月30日付けで解嘱し、新たに富田西小学校に、蔵田 卓也（くらた たくや）様、富田中学校に、井向 雅美（いむかい まさみ）様を10月1日付けで委嘱いたしました。

なお、任期は残任期間の平成33年3月31日までとなります。

以上で報告を終わります。

## 教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第22号を承認いたします。

4	報告第23号 学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
---	-----------------------------

## 教育長

続きまして日程第4、報告第23号「学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

この件につきましても、学校教育課から説明をお願いいたします。

## 学校教育課長

報告第23号「周南市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」につきまして報告いたします。

5ページから6ページをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

6ページにお示ししておりますとおり、この度、熊毛中学校、徳山小学校、遠石小学校、岐陽中学校において学校運営協議会委員の交代がございましたので報告させていただきます。

学校運営協議会委員につきましては、5月の教育委員会定例会において、委員の委嘱を報告させていただき、任期は、周南市学校運営協議会規則第5条により平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間としておりました。同第4条第3項により、委員の辞任等により欠員が生じたときには、教育委員会は新たな委員を任命することができるとされておりますことから、この度新たに、委嘱を行うものです。

熊毛中学校につきましては、10月1日付の市の人事異動に伴い、徳山小学校、遠石小学校、岐陽中学校につきましては、10月5日付の県の人事異動がございましたのでこの度、それぞれの学校の学校運営協議会委員の解嘱と委嘱を行ったものです。

なお、任期につきましては、学校運営協議会規則第5条により、「新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。」となっておりますことから、任期は、熊毛中学校の学校運営協議会委員は、平成30年10月1日から平成32年3月31日まで、その他の学校では、平成30年10月5日から平成32年3月31日までとなります。

以上で報告を終わります。

#### 教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第23号を承認いたします。

5	報告第24号 周南市立学校給食センター薬剤師の解嘱及び委嘱について
---	-----------------------------------

#### 教育長

続きまして日程第5、報告第24号「周南市立学校給食センター薬剤師の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

この件につきましては、学校給食課から説明をお願いいたします。

#### 学校給食課長

それでは、報告第24号「周南市立学校給食センター薬剤師の解嘱及び委嘱について」ご報告いたします。

議案書の7ページをお願いいたします。

提案理由は「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項」の規定に基づくものです。

8ページをお願いいたします。

根拠法令であります「学校給食衛生管理基準」に基づき、市内の学校給食センター7施設には、学校給食施設及び設備の衛生管理、また、調理過程における衛生管理の確認や指導をいただくために薬剤師を配置しております。

本件につきましては、本年4月の教育委員会定例会におきまして、各学校給食センター薬剤師の任期満了に伴い、今年度から新たに7名の薬剤師の方への委嘱についてご報告させていただいたところでございます。

このたびは、委嘱させていただいた薬剤師の方のうち、浅原秀昭（あさはら ひであき）様から一身上の都合により、辞退の申し出がありましたことから、その後任として、新南陽薬剤師会から推薦をいただいた、岸村康伯（きしむら やすのり）様に委嘱したものでございます。

なお、任期は前任者の残任期間であります平成30年10月1日から平成32年3月31日まででございます。

以上、ご報告いたします。

#### 教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第24号を承認いたします。

6	議案第38号 平成30年度（平成29年度対象）教育委員会の点検・評価報告書の提出について
---	--

## 教育長

続きまして日程第6、議案第38号「平成30年度（平成29年度対象）教育委員会の点検・評価報告書の提出について」を議題といたします。

この件につきましては、教育政策課から説明をお願いいたします。

## 教育政策課長

議案第38号、「平成30年度 教育委員会の点検・評価報告書の提出について」ご説明いたします。

議案書の9ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号の規定により、「教育委員会の活動状況の点検・評価に関すること」については、教育委員会の権限とされておりますことから、お諮りするものでございます。

それでは、議案書の別冊「平成30年度（平成29年度対象） 教育委員会点検・評価報告書」の表紙の裏側、目次をご覧ください。

ここにありますように、この報告書は大きく4つの項目から構成しております。

「1 はじめに」の項では、事務の点検及び評価の目的、教育委員会の概要、事務の点検評価について、

「2 教育委員会の会議及び委員の活動」の項では、教育委員会の会議の開催状況、審議及び報告、教育委員会委員の活動について、

「3 教育委員会の平成29年度重点事業」の項では、平成29年度の教育委員会の重点施策として、「周南市の教育事業概要」に掲載しております各所管課別の施策内容を掲載しております。

そして、「4 教育委員会の行政評価」の項では、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検、評価として、平成28年度より、「適時適切な点検評価の実施」のために、前年度実施した事務事業についての評価を実施しております。今年度も、「学識経験者の知見の活用」として、教育に関し学識経験を有する2人の大学教授にご協力をお願いし、評価をいただきましたことから、これらの内容を掲載しております。

それでは、4つの項ごとに、ご説明いたします。

まず、1ページの「1 はじめに」の項でございますが、ご承知のとおり、平成27年4月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正法が施行され、教育の政治的中立や安定性、継続性の担保等の教育行政の根幹部分を堅持した上で、責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会の連携強化が図られました。

この改正は、市民にとって分かりやすい明確な体制を構築し、適時適切で効果的な教育行政を推進していくためのものですが、こうした視点から、教育委員会の事務についても点検・評価をし、外部の学識経験者から直接評価をいただき、議会報告及び公表を通じて、今後の事務改善に

資することを目的とする旨等を説明いたしております。

次に、2ページに掲載しております「2 教育委員会の会議及び委員の活動」の項でございますが、ここでは、定例会を12回開催し、48件の議案と26件の報告案件の審議が行われたことや、総合教育会議の開催状況、学校等の訪問や研修会等の実施状況を記載し、報告するものでございます。

次に、7ページから16ページまでの「3 教育委員会の平成29年度重点事業」の項につきましては、平成29年度に実施いたしました教育委員会の主要施策として、「周南市の教育事業概要」の各所管課別の施策内容部分を引用し、報告するものでございます。

17ページから21ページまでにつきましては、教育費の決算の状況を報告するものでございます。

22ページから28ページでございますが、

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で規定された『教育委員会事務事業の点検・評価』に関する内容となります「4 教育委員会の行政評価」の項でございます。

本市では、平成17年度から教育委員会を含めた全事務事業の「事務事業評価」を実施しておりますが、これに加えまして、平成23年度から「施策評価」を、平成25年度からは、評価の結果を施策に反映する「周南市版マネジメントシステム」を導入しており、教育委員会所管事務に係る点検評価も、これら市全体の事務事業評価等を活用して実施してまいりましたが、平成28年度から、教育に関する学識経験者を有する外部の有識者より評価をいただくこととしたことから、平成29年度も実施した事務事業につきまして、個別の評価結果をお示ししているものでございます。

22ページ中段の四角囲みの「評価結果の内容」をご覧ください。

個別の事務事業評価でございますが、教育委員会の権限に属する事務事業について、まず所管課長を中心とした一次評価を行い、さらに部長による最終評価を行うことで、常に点検・評価し、課題の早期改善につなげる「現場重視の行政評価」を実施いたしており、評価した事務事業98事業において、それぞれA～Dの評価を決定し、計画通りに事業を進めるA評価が18事業、実施方法やコスト等を見直しのうえ継続するB評価が70事業、事業統合や外部委託等による大幅な見直しをするC評価が1事業、休止や廃止の検討をする又は事業が終了したD評価が9事業となっております。

事業ごとの評価につきましては、22ページから24ページの一覧表の中で、評価結果を掲載いたしております。

この内、C評価の1事業でございます、24ページNo.89の「民俗資料展示室管理運営事業費」は、休館中の新南陽民俗資料展示室について、代替施設の早急な検討が必要である、また、移転にあたっては、市内各展示施設がそれぞれ差別化できる展示内容の検討も必要であることの理由により、大幅な見直しを要するとの評価結果となっております。

また、D評価の9つの事業、具体的には、23ページ No.51の「アスベスト含有調査事業費」、No.52の「教育施設情報通信機器管理事業費」、24ページ No.70の「公民館管理運営事業費」、No.71の「公民館整備事業費」、No.76の「三丘徳修館管理運営事業費」、No.78の「新南陽ふれあいセンター管理運営事業費」、No.79の「勝間ふれあいセンター管理運営事業費」、No.80の「高水ふれあいセンター管理運営事業費」、No.85の「徳山駅前図書館開館準備事業費」につきましては、単年度実施事業や公民館の市長部局移管に伴う事業終了によりこのような評価結果となったものでございます。

次に25ページから28ページですが、

先程、ご説明いたしましたが、大変ご多忙の中、徳山大学の渡部教授と山口大学の霜川教授に評価をいただき、その結果を原文のまま掲載させていただいたものでございます。

渡部教授からは、「教育大綱」における基本理念を踏まえた施策実現のための、事務事業全般については順調な執行状況であるとして、高い評価をいただくとともに、各事務事業の課題・改善策の具体的かつ的確な記述に対し、今後の改善についての期待をいただきました。

また、地域教育の視点があつて、道徳教育や幼児教育の充実による徳育、確かな学力の育成や健やかな体の育成といった知育・体育、教職員の人材育成や安心安全な教育環境整備、生涯学習や人権教育の推進といったことなども可能になるとの観点から、例えば「やまぐち型地域連携教育」などのさらなる推進が強く求められる等のご教示をいただいたところでございます。

霜川教授からは、「これからの時代に生きる力、次代を切り拓(ひら)く力の育成に向けて教育の質を向上させる」、「教育と社会との連携強化により個人と社会の不断の成長を支える」、「真に市民に開かれた教育を実現する」の3つの視点を念頭に、点検・評価を行っていただいた結果、特に記すべき事項として

『点検・評価手法と事務局組織への視線』

『これからの時代に生きる力、次代を切り拓(ひら)く力の育成に向けた教育の質向上』

そして、『教育と社会との連携強化による個人と社会の成長支援』

の3事項について、個別の事業の評価や今後の事業の方向性、展開についてご教示をいただいております。

記載事項の説明は以上でございます。

この「教育委員会の所管事務に係る点検・評価」は、教育委員会が自ら活動状況の点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することで、市民への説明責任を果たしながら、より効果的な教育行政の推進に資することを目的としております。

従いまして、この点検・評価の結果を踏まえまして、今後の教育行政の改善等につなげてまいりたいと考えております。

なお、本報告書は、本日、決定いただいた後、字句等については確認精査し、必要な修正を行った上で、議会に提出するとともにホームページ等で公表することとしております。

以上です。よろしくご審議・ご決定のほどお願いいたします。

## 教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。

## 片山委員

先ほど、D評価の事業の説明があつたのですが、公民館が市長部局に移管されて、生涯学習等の課題が懸念されていたと思うのですが、今から徐々に整っていく、まだ途中ということで、そのあたりを踏まえてD評価ということなののでしょうか。

今後、これが改善していくためにはどのような取組をし、それがどのようにつながっていくのかというのは考えないといけない。評価は評価としてこれでよいのですが、今から先の目途というのは立っているのでしょうか。

## 教育政策課長

まずこのD評価についてですが、事業名で言えば「公民館管理運営事業」、「公民館整備事業」でございます。これは公民館が市民センターに移り、事業が終了したということで評価はDということで報告させていただいております。

しかし、様々な課題は持ち合わせておりますので、今後は地域づくり推進課と生涯学習課の方が連携をとって、課題に対して改善に向けて努力をしていく必要は当然でございますし、それに向けて各職員は業務を遂行するということとなります。

#### 教育長

22ページの「評価結果の内容」のD評価ですが、「目標を大きく下回る、または事業が終了したもの」とあります。一番わかりやすい例として、「No.85 徳山駅前図書館開館準備事業費」は本年の2月3日に開館しましたことから準備は終わったということで、終わった事業だから評価としてDというフラグを立てるという意味合いで理解していただければと思います。その事業そのものが全く体をなしていないからD評価だということではないということです。

#### 池永委員

6ページですが、研修会が6回ほどありましたが、「場所」とありながら、記載がある箇所、無い箇所がありますが、記載の統一が必要なのではないのでしょうか。

#### 教育部長

「場所」と記載がある限りはきちんと明示すべきと思いますので記載するよう修正いたします。

#### 池永委員

霜川先生の評価書の28ページの下から4行目の「ファシリテーター」ですが、わからないので辞書で調べたところ、「ファシリテイト 容易にする 促進する」と書いてありましたが、実際にどういう意味で使われているのか教えていただきたいのと、現在この言葉は教育関係やいろいろなところで本当に使われているのでしょうか、私はあまり聞いたことがなかったのですが。

#### 教育長

ファシリテーターという言葉はよく使われます。一般的には、「指導者」とか「司会」、「とりまとめ」などでしょうか。指導助言をしながら会を牽引<sup>けん</sup>していく立場の人をファシリテーターと言っているようです。

今、いろいろな会議の時にこのような方に入ってもらうことが多くなってきましたが、おっしゃるとおり、誰が読んでもわかるようにする必要がありますので、「ファシリテーター」、「シチズンシップ教育」については補足説明を下に、注意書き等で入れるようにしたいと思います。他には何かお気づきの点はありませんか。

#### 池永委員

これはホームページで公表するのですよね。多くの人の目につくのであれば、注意書き等を簡潔に書いていただきましょう。

#### 教育長

その他何かありますか。

#### 大野委員

24ページのNo.89の「民俗資料展示室管理運営事業費」のC評価についてですが、新南陽の民俗資料展示室は自宅から非常に近いので福川のいろいろな歴史的なものも多く収められているのも知っています。できるだけ早く、次の移転先が決まればいいなという願いを地域の方は持っていますので、この場を借りてお伝えさせていただきたいと思います。是非前向きによりしく願います。

#### 教育長

生涯学習課長から施設の今後の計画について説明をお願いします。

## 生涯学習課長

今まで新南陽民俗資料展示室で実施してきたことをきちんと引き継いで、できるだけ訪問される方がバスで乗り継ぎができ、また駐車場も十分確保できるような場所への移転を検討中でございます。

## 教育長

その他ご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第38号ですが、先ほどのご指摘を受けたものについては修正させていただいた上で決定いたします。

その他、何かございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、平成30年第10回教育委員会定例会を終了いたします。

## 署名委員

片山 研治 委員 \_\_\_\_\_

大野 泰生 委員 \_\_\_\_\_